

記・紀神話と鎮魂祭

工 藤 浩

「古事記」上巻「日本書紀」第一・二巻に記載される神話は、しばしば律令祭儀との関係において論じられてきた。天石屋戸神話は、本稿でとりあげる鎮魂祭の起源神話と性格づけられてきた。⁽¹⁾また、天孫降臨神話の異伝である「先代舊事本紀」所載のニギハヤヒ降臨神話も、鎮魂祭と密接な関係にあることが指摘されていいる。⁽²⁾

記・紀神話の性格については、従来何らかの祭祀儀礼をもとに作られた祭儀神話であると考えられてきた。近年になつてそれは、本質的には天皇の統治の正統性を説くための政治神話と捉えるべきであつて、律令祭儀の起源を示すものではないとの指摘がある。⁽³⁾律令祭儀との関係は、記・紀の受容される過程において生じたというのである。

記・紀には、天孫降臨条は勿論のこと、天石屋戸条においても、律令祭儀としての鎮魂祭について明確に言及した箇所は見出しえない。「先代舊事本紀」が、記・紀の天孫降臨神話を、⁽⁴⁾律令祭儀としての鎮魂祭と関係づけていることは夙に指摘がある。これ

によると、瑞寶十種を「天璽」と性格づけ、本来は異質の記・紀の「天神」をアマテラス直系に一元化した中にニギハヤヒを定位するという方法がそこでは採られている。同様に「古語拾遺」においても、天石屋戸神話と四時祭に組み込まれた鎮魂祭との関係が明記されており、そこには律令祭儀の起源を積極的に語る意図が窺われる。その点で「先代舊事本紀」と「古語拾遺」は、記・紀とは一線を画しており、この二書が物部・忌部の側から個別的に記・紀を再解釈した祭儀神話と見てよいことが知られよう。本稿では「先代舊事本紀」を中心的に、記・紀神話をより積極的に鎮魂祭と結び付けようとする際の具体的方法の検討を通じて、その祭儀神話化を支える論理構造について考えてみたい。

先ず、天石屋戸神話から見てやくことにする。記・紀の記述と鎮魂祭との関連性が指摘されるのは、次の箇所に関してもある。天宇受賣命、天の香山の天の日影を手次に繋けて、天の眞折

を縛と爲て、天の香山の小竹葉を手草に結ひて「竹葉を訓みてササと云ふ。」天の石屋戸に遙氣「此の二字は音を以るよ。」伏せて踏み登杼呂許志「此の五字は音を以るよ。」神懸り爲て、胸乳を掛け出で裳緒を番登に忍し垂れき。

(古事記)

援女君の遠祖天鉢女命、則ち手に茅纏の梢を持ち、天石窟戸の前に立たして、巧に俳優す。亦天香山の眞坂樹を以て髪にし、蘿「蘿、此をば比軒磯と云ふ。」を以て手纏「手纏、此をば多須枳と云ふ。」にして、火處焼き、覆槽置せ「覆槽、此をば于該と云ふ。」顯神明之憑談す。「顯神明之憑談、此をば歌牟鷄可梨と云ふ。」

(日本書紀 本文)

ウズメが現れる場面では、記・紀ともにマサキをカツラ、ササバをタスキとし、ウケを覆せて上で神懸りする所作において共通している。それを「年中行事秘抄」「江家次第」等で宫廷鎮魂祭において御巫のウケフネを衝く行為と合致するものと見て、ひるがえってその点をもとに天石屋戸神話は鎮魂祭の起源神話と性格づけられてきた。⁽⁵⁾

ところが、先にも述べたように記・紀双方とも、律令に規定された鎮魂祭についての言述が全く認められない点を先ず確認すべきである。天石屋戸神話におけるウズメの所作の基層をなすものと言えば、呪術としての鎮魂⁽⁵⁾であろう。勿論通説のように、呪術としての鎮魂を組み込むことで律令鎮魂祭へと導かれるとの発展段階は想定されて然るべきだが、両者間に存するレベルの違いを看過することはできないだろう。

当該神話と律令祭儀としての鎮魂祭との関係が明記されるのは、「古語拾遺」文末の「所遺」においてである。先ずその前に、ウズメについての描写部分を比較検討してみよう。

天鉢女命「古語に、天乃於須女といふ。其の神、強く悍く猛

く固し。故以て名と為。今の俗に、強き女を於須志と謂ふは、此の縁なり。」をして、真辟の葛をして髪と為、蘿葛を以て手纏と為、「蘿葛は、比可記なり。」竹葉・飫穀の木の葉を以て手草「今、多久佐といふ。」と為、手に鐸着けたる矛を持ちて、石窟の戸の前に誓槽「古語に、宇氣布禰」という、約誓の意なり。」覆せ、庭燎を擧して、巧に俳優を作し、相与に歌ひ舞はしむ。

この記事は、「古語拾遺」他の部分と同様に「日本書紀」に依拠したものである。「手草」に言及している点は、「古事記」に近い性格をもつとも言える。この記事には、律令制度下の鎮魂祭との関係を明記するところはない。この後に、日神出現の記述を挟んで続く次の記事は、天石屋戸神話に関して「古語拾遺」独自の記載内容が見られる。

此の時に當りて、上天初めて晴れ、衆俱に相見て、面皆明白し。手を伸して歌ひ舞ふ。相与に称曰はく、「阿波礼。」⁽⁶⁾「言ふところは天晴なり。」阿那於茂志呂。「古語に、事の甚大切なる、皆阿那と称ふ。言ふところは衆の面明白きなり。」阿那多能志。「言ふところは手を伸して舞ふなり。今樂しき事を指して多能志と謂ふは、此の意なり。」阿那佐夜憩。「竹葉の声なり。」飫憩。「木の名なり。其の葉を振る調なり。」

だが、これも律令祭儀としての鎮魂祭に直接結びつくものではなく、プリミティブな呪術的鎮魂の詞章乃至は技法という程度のものであろう。

「古語拾遺」が天石屋戸神話のウズメの所作を律令鎮魂祭と結びつけるのは、本文の文末に添えた「所遣」十一箇条の中で次に引く第九・十においてである。

凡て、鎮魂の儀は、天鉢女命の跡なり。然れば、御巫の職は、旧の氏に任せし。而るに、今選ふ所、他氏を論はず。

遣りたる九なり。

凡て、大幣を造ることにも、亦神代の職に依りて、斎部の官、供作る諸氏を率て、例に准ひて造り備ふべし。然れば、神祇官の神部は、中臣・斎部・媛女・鏡作・玉作・盾作・神服・倭文・麻続等氏有るべし。而るに、今唯中臣・斎部等の二三氏のみ有りて、自余の諸氏は、考選に預らず。神の裔亡せ散りて、其の葉絶えなむとす。遣りたる十なり。

先ず第九条で、鎮魂祭での御巫の職をアメノウズメを祖とする媛女に戻すべき」とを論じている。続く第十条で、神祇官の職掌の一

つである幣帛の準備が、中臣にやや集中している現状の是正を訴えている。この二箇条の愁訴が、とともに天石屋戸神話を鎮魂祭の起源神話と見做す立場から成されていることは明らかである。先の二箇所の引用記事と、この「所遣」二箇条と併せて読むとき、天石屋戸神話を律令鎮魂祭との結びつきを明記する「古語拾遺」編者の立場が明らかになる。このように「古語拾遺」は、本文末尾に「所遣」を付すという形で、忌部氏流に記・紀の天石屋戸神

話に祭儀神話化を施しているのである。

「新撰龜相記」にも同様のことが指摘できる。「古語拾遺」が本文の多くを「日本書紀」に拠っているのに対し、「新撰龜相記」のそれは「古事記」に多く基づいているが、所謂五伴緒の祖先の神々の役割に若干の異同が見られるという相違点もある。当該条について最も注目すべきは、如上のウズメの神懸りの描写に、次のような「新撰龜相記」独自の割注が付されている点である。

【十一月の鎮魂此の由也。】

(『新撰龜相記』四六九行)

言うまでもなく、「十一月」は「令義解」「令集解」「延喜式」等における「仲冬」にあたり、四時祭としての鎮魂祭の実施時期にあたる。「新撰龜相記」の場合も、天石屋戸神話を記載した本文には手を加えていないが、そこに割注を付することでト部式の鎮魂祭の祭儀神話化を行っている訳である。

二

次に「古代舊事本紀」のニギハヤヒ降臨の記事について考えてみたい。これは、記・紀の天孫降臨神話に、物部氏の側からのかなり大がかりな祭儀神話化へ向けての手が加えられていくと見做し得るものである。その作為の大筋は、記・紀の天孫ニギノミコトの日向への第二次降臨に先立つてニニギの兄ニギハヤヒノミコトの河内への第一次降臨を位置付けようとするものである。ここでの祭儀神話化の核となるのは、ニニギの降臨の際の三種神器

の授与と天壤無窮の神勅に対応して、ニギハヤヒへの瑞寶十種の授与と鎮魂の方法の伝授という記事を追記していることである。該当部分を抜粋する。

天神御祖詔して、天璽瑞寶十種を授けて謂はく「瀛津鏡一、邊津鏡一、八握鏡一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品種物比禮一是れ也」天神御祖教へ詔して曰く「若し痛む處有らば、茲の十寶を令て「一二三四五六七八九十。」と謂ひて布瑠部。由良由良止布瑠部。如此爲ば、死人反りて生きん。」是れ、則ち所謂布瑠之言の本なり。

この記事は、更に巻七神武天皇本紀において、以下のように重出する。

十一月丙子朔庚寅。宇摩志麻治命、殿内に天璽瑞寶十種を齋き奉り、皇后の爲に御魂を崇め鎮め奉り、壽祚を祈禱る。所謂御魂祭此れ自り始る。凡そ厥の天瑞と謂ふは、宇摩志麻治命の先の考饒速日尊天自り受け來たる天璽瑞寶十種是れなり。

所謂瀛津鏡一、邊津鏡一、八握鏡一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品種物比禮一是れ也」天神御祖教へ詔して曰く「若し痛む處有らば、茲の十寶を令て「一二三四五六七八九十。」と謂ひて布瑠部。由良由良止布瑠部。如此爲ば、死人反りて生きん。」是れ、即ち是れ布瑠之言の本なり。所謂御魂祭是れ其の縁なり。其の鎮魂祭の日は媛女君等百の歌女を率て其の言の本を擧げて、神樂歌舞す。尤も是れ其の縁なり。

(「天皇本紀」神武条)

この、初代天皇神武の即位儀の記事において、鎮魂祭は大嘗祭に先立つものとして位置づけられ、物部の祭儀神話は一應の完成をみる。

このように「先代舊事本紀」が天孫降臨神話に加えた操作は、「古語拾遺」や「新撰龜相記」が、天石屋戸神話を鎮魂祭と結びつけた手法とは大きな隔たりがある。先の「先代舊事本紀」の伝承の下地となつた、記・紀の天孫降臨神話には、呪術的鎮魂との結び付きは全く認められない。鎮魂の呪法とする際に、一から十まで唱える呪文は、後述するようく記・紀はもとよりニギハヤヒ伝承とも無関係と思われ、それが天壤無窮の神勅と対応するものとしてこの部分に組み込まれたものと考えられる。

だが、ここでもう一つ注目すべきは、鎮魂祭を執り行つた最初の人物として宇摩志麻治命の名が記される点である。「古事記」ではウマシマヂノミコトの素姓は、次のように書かれる。

故、邇藝速日命、登美毘古が妹、登美夜毘賣を娶して生める子、宇摩志麻治命

〔此は物部連、穗積臣、媛臣の祖なり。〕

(神武条)

「日本書紀」においては「可美眞手命」と表記されるが、次の長髓彦の言により「古事記」と同様のニギハヤヒとの親子関係が示される。

嘗、天神の子有しまして、天磐船に乗りて、天より降り止でませり。號けて櫛玉饒速日命「饒速日、此をば爾藝波櫛卑と云ふ。」と曰す。是吾が妹三炊屋媛「亦の名は長髓媛、亦の名は鳥見屋媛。」を娶りて、遂に兒息有り。名をば可美眞手

命「可美眞手、此をば于魔詩莽耐と云ふ」と曰す。

(神武即位前紀)

「先代舊事本紀」ではウマシマヂは、卷第五「天孫本紀」所載のニギハヤヒ系譜中に位置づけられる。これを簡略化して示すと、以下のようになる。

甲 饒速日尊—兒天香語山命—三世孫天忍人命—四世孫瀛津世襲—五世孫建筒草命—六世孫建田背命—七世孫建諸隅命—八世孫倭得玉彦命—九世孫弟彦命—十世孫淡夜別命—十一世孫乎止與命—十二世孫建稻種命—十三世孫尻綱根命—十四世孫尾治弟彦命—十五世孫尾治金連—十六世孫尾治坂合連—十七世孫尾治佐米連—十八世孫尾治乙訓與止連
乙 饒速日尊—弟宇摩志麻治命—兒宇摩志麻治命—三世孫大禰命—四世孫大木食命—五世孫鬱色雄命—六世孫武建大尼命—七世孫建膽心大禰命—八世孫物部建諸隅連公—九世孫物部多邇麻連公—十世孫物部印葉連公—十一世孫物部直椋連公—十二世孫物部木蓮子連公—十三世孫物部尾輿連公—十四世孫物部大市御狩連公—十五世孫物部大人連公—十六世孫物部耳連公—十七世孫物部連公麻侶

記・紀ではニギハヤヒの子であつたウマシマヂは、乙の系譜中に傍線を付したようにニギハヤヒの「弟」とその「兒」として二代に重複して見えている。

甲・乙の系譜には、記・紀に名が登場する人物も組み込まれてゐる。表記を異にする場合もあるが甲では、ニギハヤヒの四世孫が奥津餘曾（孝昭記）、七世孫が武諸隅（崇神紀六〇年）、十二世孫

が建伊那陀宿禰（應神記）に対応すると見られる。乙では先述の宇摩志麻連命（神武記）可美眞手命（神武即位前）の他、ニギハヤヒの弟の五世孫が内色許男命（孝元記）鬱色雄命（開化前紀）、八世孫が武諸隅（崇神紀六〇年、甲の七世孫と重複）、十三世孫が物部大連尾興（安閑紀元年、欽明紀十三年）、十七世孫が物部連麻呂（天武紀五年、十年）石上朝臣麻呂（天武紀朱鳥元年、持統紀三年）石上麁朝臣（持統紀四年）石上朝臣麁（持統紀九年）にそれぞれ該当する。これを除くと、若干「新撰姓氏錄」中に見られるもの以外は「先代舊事本紀」の当該系譜のみに記載される人物が多い。その中には、甲の弟彦命、乙の大禰命のような物語的命名と思われるものも含まれている。また甲には尾張系、乙には物部系の複姓の氏姓のみが記されたものもあり、正しくニギハヤヒ降臨の際の随伴者との類似性が色々認められる。このような状況からみて、甲・乙系譜の製作は、想像される古伝としての物部系譜によるものではなく、「先代舊事本紀」の編纂段階の操作により整えられたものと考えるのが妥当である。

乙の系譜と、先の卷第七「天皇本紀」における初代天皇神武の即位儀に統く鎮魂祭をウマシマヂが主宰したという記事を併せ見るとき、「先代舊事本紀」がどのような意図を画策したと見るべきであろうか。それは、律令祭儀としての鎮魂祭を、ウマシマヂの子孫が担い続けることを保証すべく企図したものと思われる。

甲の系譜にも、記・紀のそれとは異なる主張は見られる。

兒天香語山命。「天降名手栗彦命。亦云高倉下」

これは、甲でニギハヤヒの「兒」とされるアメノカゴヤマに付さ

れた割注である。記・紀の神武条では、周知のように高倉下は夢

の託宣で得たフツノミタマの剣をイハレビコに渡し、その軍勢を失神状態から正気へと戻すという重要な役割を演じている。しか

し記・紀には、高倉下の素姓についての言及は見出せない。従つて、この「天孫本紀」の割注も俄に信じがたい所伝といえる。

【先代舊事本紀】卷第五には、イハレビコとウマシマヂとがフツノミタマと十種瑞寶を交換する記事がある。この記事は、一旦

イハレビコ（＝天皇家）に渡ったフツノミタマを物部氏の手に取り戻す意味を持つらしい。この交換を根拠に、フツノミタマが石上神宮に主祭神として鎮座することを縁起づけようとの意図が見られる。ことについては、以前に論じた。アメノカゴヤマを高倉下の別名とする割注が、もし「天孫本紀」の作為だとすれば、神宝の交換記事と、甲の系譜とを同じ巻の文中に記すことでの「先代舊事本紀」は高倉下の得たフツノミタマが、その後裔の物部氏の手によって石上の地で奉祭され続けるべきことを起源づける意向を持つていたと判断される。

一応の結論としていえば、「先代舊事本紀」神話テキストが鎮魂祭をめぐっての物部側からの記・紀をふまえた祭儀神話化であるという観点には、加えて乙の系譜が重要な関わりを持つことになる。即ち、先に見たようにウマシマヂを律令鎮魂祭の開祖として位置づけることと並行して、その子々孫々に連なる乙の系譜を繋ぐという方法で、鎮魂祭を核とする物部流の祭儀神話の完成を図つているということにならう。

三

【古語拾遺】【新撰龜相記】【先代舊事本紀】が、記・紀の天石屋戸神話や天孫降臨神話を媒介に、鎮魂祭の起源を位置づけるとまでで確認してきた。そこには、それぞれ猿女系と物部系二系統の鎮魂の呪術が関わりを持つことが想定された。次にこの二つの鎮魂のブラクティカルな技法が、記・紀神話或いは鎮魂祭の祭儀にどの段階でどのように関与したのかを考えてみたい。

記・紀の天石屋戸神話のアメノウズメのウケフネ撞きと神楽の所作の記述は、猿女系の鎮魂の呪術を組み込んで成されたであろうことは、先述したとおりである。更に記・紀神話に沿う方向で、鎮魂祭が律令祭儀として位置づけ直されたものと考えられる。

鎮魂の本義は、外来魂の付着⁽⁹⁾、呪力の感染による内在魂の振動⁽¹⁰⁾、病氣平癒⁽¹¹⁾・健康回復⁽¹²⁾の如きタマフリと、遊離魂の付着⁽¹³⁾というタマフリという、全く逆の二方向で説かれている。一般的には、タマフリが先行し、タマシヅメの性格が後に加えられたと考えられている。アメノウズメの所作に反映される猿女系の鎮魂呪法は、タマフリ的性質に合致するものと言えよう。

神祇令では、十一月の祭儀の日取りが次のように規定されている。

(令集解) 神祇令第六

即ち、鎮魂祭に統きその翌日に大嘗祭が執行されることになつて天孫降臨神話に至る文脈に対応するとされる。このことは、「日本後紀」の記事によれば、忌部氏が律令祭儀実修上「日本書紀」に記載されるフトダメの活躍に見合つた待遇を要求し、それが大同元年八月十日の裁定で認められたことからも明らかである。換言すれば、律令祭儀の整備自体が、記・紀の再解釈に拠つた律令祭儀化に他ならないことを示していよう。周知のように、大寶律令・養老律令が公布された時期は、記・紀の成立とあい前後している。従つて、律令祭儀に照らして記・紀神話を祭儀神話と捉える解釈は、八世紀の段階で既に存したことになる。先に引用した「古語拾遺」の「所遺」と「新撰龜相記」の割注もその意味で、九世紀初頭の時期に、鎮魂祭が記・紀の天石屋戸神話に基づく祭儀であることを、再確認するためのものであつたことはまちがいない。そこで、改めて律令祭儀そのものの形成過程が捉え直されるのである。

検討を必要とするのは、物部系の鎮魂の場合である。記・紀の天孫降臨神話は、律令鎮魂祭の祭儀は勿論のこと、鎮魂の呪術にも一切言及していないからである。記・紀神武条におけるフツノミタマを用いての高倉下の行為を、物部系の鎮魂と見做す見解がある。⁽¹³⁾ たしかに物部氏や石上神宮と所縁の深いフツノミタマの靈力で、イハレビコの一行は失神状態から覺醒しているが、そのこ

とは先に引いた「死人反りて生きん」の詞章と重なるようにも見受けられる。ところが、イハレビコは東征の途次にこの剣を得るという文脈からみて、その呪力は敵を屈伏させる攻撃面に發揮されべきものと解されていると見ていい。このことは、次の「古事記」の記述からも窺う事ができよう。

故、其の横刀を受け取りたまひし時、其の熊野の山の荒ぶる神、自ら皆切り仆さえき。
(神武記)

「日本書紀」の場合「忽然にして寤めて」「悉に醒めて」の如く、直接攻撃面にはふれられていない。しかし「書紀の記述は簡単であるが、これ以後、神武天皇の威勢はひらけて来る」との指摘に従えば、フツノミタマには「古事記」に示されているのと同様の靈力の存在が認められよう。従つて記・紀には、物部系の鎮魂の呪術の記述はないものと判断される。とすれば物部系の鎮魂は、記・紀神話と接触することなく直接律令祭儀と関わったことが考えられる。それでは、両者の関係はいつどのような形で生じたのであろうか。

四

記・紀の段階でないとすると、物部系の鎮魂が鎮魂祭と結び付けられたのは、「先代舊事本紀」が編纂された時だとするのが自然のなりゆきとして考えられる。しかしながら、瑞寶十種による死人反生という鎮魂の効果は、ニギハヤヒ降臨伝承の内容や文脈にそぐわないでの、そうは考え難いことを別稿で論じた。⁽¹⁵⁾ 即ち、もし先に引用した鎮魂の記事が記・紀の天壤無窮の神勅に倣つた

「先代舊事本紀」編者の机上制作であつたならば、その内容は当然、版図拡大・畿内統治などといった降臨者の地上での行動に密に関わる内容となる筈だからである。そうではないのは、ある程度の纏まりをもつた、本来はニギハヤヒの降臨とは無関係の呪術にまつわる詞章を神勅に転用したためと考えられる。物部氏には、石上の地に土着の首系と、河内から進出した大連系の「系統」があることは諸氏の指摘するところである。水辺にある初期の祭祀遺跡からは玉類が出土しているのに対して、五世紀後半の物部大連の進出以降のものと見られる高台の祭祀遺跡からの出土品の多くは武器類で占められるという。⁽¹⁶⁾ニギハヤヒの降臨は、大連系の始祖伝承と考えられるが、そこに本来別個のものである首系の呪物の搖動と物数えによる医療呪術の詞章といったものが挿入されたため、「先代舊事本紀」の文脈上に不自然さが生じてしまつたものだらう。

そこで、八・九世紀の資料としては最も信頼の置ける六国史の記事を先ず見ておきたい。鎮魂祭は年中行事として十一月に定例化された祭儀であるため、実施の有無、職掌の分担等の詳細は記載されにくい状況にある。ここでは、物部系氏族の名の見える、鎮魂祭を含んだ即位儀・践祚大嘗祭の記事を中心に検討してみることにする。

- A 春正月の戊寅の朔に、物部麻呂朝臣、大盾を樹つ。神祇伯中臣大嶋朝臣、天津壽詞讀む。畢りて忌部宿禰色夫知、神璽の劔・鏡を皇后に奉上る。
〔日本書紀 持統四年〕
- B 乙卯、大嘗す。直広肆榎井朝臣倭麻呂、大楯を堅て、直広肆大伴宿禰手拍、楯柵を堅つ。
〔續日本紀 文武二年十一月〕
- C 乙卯、大嘗す。備前國を由機とし、播磨國を須機とす。從五位下石上朝臣勝男・石上朝臣乙麻呂、從六位下石上朝臣諸男、從七位下榎井朝臣大嶋ら、内物部を率て、神楯を齋宮の南北二門に立つ。

立の注釈書「令義解」「令集解」に引用された逸文からしか窺い

立の注釈書「令義解」「令集解」に引用された逸文からしか窺い

殿を造る。此に於きて朝を受けたまふ。石上・榎井の両氏、始めて大き楯・槍を樹つ。

(同 天平一四年)

三月甲戌、石上・榎井の二氏、大き楯・槍を難波宮の中と外の門に樹つ。

(同 天平十六年)

F 癸卯、太政官院に御しまして大嘗の事を行ひたまふ。参河の

国を由機とし、因幡の国を須機とす。参議徒三位式部卿・石上朝臣宅繼、丹波守正五位上石上朝臣息嗣、勅旨少輔徒五位上兼春宮員外亮石上朝臣家成、散位徒七位上榎井朝臣種人、神の楯・槍を立つ。

(同 寛德二年十一月)

G 兵部卿徒四位上大伴宿禰牛養、衛門督徒四位下佐伯宿禰常人をして大きな楯・槍を樹てしむ。「石上・榎井の二氏は會卒にして追し集ふるに及ばず。故、二人をしてこれを為さしむ。」

(同 天平十七年正月)

H 春正月丁酉の朔、天皇、大極殿に御しまして朝を受けたまふ。その儀、常の如し。石上・榎井の二氏、各桿楯を堅つ。

(同 延暦四年)

このうち大嘗祭記事はB・C・Fの三例で、それぞれ六八九年の四十二代文武天皇、七二四年の四十五代聖武天皇、七七年の四十九代光仁天皇の時のものである。物部の同族である石上・榎井の二氏の職掌が、祭儀の場で楯若しくは桿・楯を立てる事だと

容易に知り得る。大嘗祭以外の場合でも、正月(A・D・G・H)の事例や、難波宮行幸(E)のそれが見える如く、この二氏の同様の奉仕記事はある。石上・榎井のコンビではなく、正月にはAのように物部氏のみがあたつたり、Gのように大伴・佐伯の組み

合わせの場合、大嘗祭では大伴が石上にとつてかわる事例も認められる。このように、担当する氏族にゆれが生じたり、立てる物が楯のみから七四二年のD以降で槍が加わるなどの変化を経て、この職掌は二氏に固定化されるに至つたという指摘^[18]に従うべきであろう。

時期を同じくして、四時祭の大嘗祭やそれに先立つて行われる鎮魂祭においても、この二氏は同様の職責を担つたものと類推してよからう。毎年の鎮魂祭・大嘗祭での桿・楯樹立の奉仕に始まり、やがては鎮魂祭の祭儀の核心にも関わることになったのではなかろうか。そうした成功の要因としては、物部一族が鎮魂祭に与ることの正当性を主張する手段として、石上の鎮魂呪法を「布瓊之言」という形に整えて「先代舊事本紀」神話の一環として組み込んだことがあつたと思われる。勿論その核には物部系の鎮魂の呪術が随伴したであろうが、瑞寶十種の方は記・紀の天孫降臨神話における三種神器の例を参照に模倣されたものであろう。

かくして猿女系の呪術に基づく鎮魂祭儀礼に物部系の鎮魂が加えられたのは、律令祭祀の体制が整備される八世紀中葉であったと結論づけたい。

五

「先代舊事本紀」が、記・紀の天孫降臨神話に基づいて、律令祭儀としての鎮魂祭の起源を位置づけるに至つた経過をここまで確認してきた。紙幅の都合で詳細は示し得ないが、「古語拾遺」は、記・紀には見られない神武即位儀の記事を持ち、そこには天

量鏡剣捧持について記述が見られる。【古語拾遺】当該記事の意義は、新たな神器の神話を形成し、記・紀の天孫降臨神話と即位儀との関係を明記している点に存するのである。

【天皇本紀】神武条では、正月にこの【古語拾遺】の即位記事が引用されている。更に十一月に、ウマシマヂが命を受け鎮魂祭を主宰したことを追記している。これが、物部氏の立場からの、「先代舊事本紀」における記・紀の祭儀神話化に他ならないが、それを行う際に、記・紀の系譜記事の受容と再編という方法が採られたことが指摘できるのではないだろうか。

【先代舊事本紀】の行つた系譜操作は、見たように記・紀に記載のニギハヤヒーウマシマヂの物部氏の始祖⁽²⁰⁾一代をもとに、その後裔の人物を甲・乙二系統に分け、それぞれの血統を十八代・十七代と繋いで見せることがあつた。おののの二代目に注目すると、甲はアメノカゴヤマを高倉下の別名としており、フツノミタマと縁の深い大連系の伝承に対応している。いっぽう、乙はウマシマヂを鎮魂祭の開祖と位置づける首系の系譜と見ることができるのである。両系統を繋ぎとめるニギハヤヒは、ニニギの兄と位置づけられ、皇統譜との関係も示される。更に、アメノホアカリの名を冠することで、尾張氏系譜とも統合される。⁽²¹⁾このことと甲系譜の十四代目以降に見られる「尾治」とが対応していることは言うまでもない。

記・紀とりわけ【古事記】は、皇祖アマテラス直系にあたる天皇がわが国を統治することの正当性を示すという主題の下に編まれている。記・紀それぞれの論理構造を支えるものは、万世一系

の皇統譜に他ならない。始祖以下各氏族は、この主題に添ような形で、記・紀神話の各章段や天皇代の各記事の中にネットワーク化される。その位置づけは皇統譜を基軸とした、あくまでも天皇家側から相対化されたものに過ぎない。記・紀おのが形づくる体系を受容しながらも、【先代舊事本紀】は物部という一族の立場で、始祖ニギハヤヒを中心据えた系譜の統合・再編を行おうとした。とりわけ乙の系譜は、先述のように物部一族が律令祭儀に与る保証を得るために調整されたものである。こうした系譜再編の動きは、旧来の氏姓制に基づく記・紀の系譜体系を、より新しい律令体制を基盤としたものに切り換えることと運動している。その際重要なのは、この系譜再編が、記・紀神話の祭儀神話化と相互補完的な関係にあることである。

【先代舊事本紀】は、九世紀初頭の石上神宮の神寶・兵器をめぐる事件を契機に編まれたとの論は説得力を持つ。【日本後紀】によると、延暦二十三年二月桓武天皇の指示で石上天之神庫の兵器を山城國葛野郡へ搬出した際、祟りが天皇に及んだとあるが、物部氏系の布留宿禰高庭らの反対もあって、翌二十四年二月に原状に復したと伝えるのがその事件の顛末である。石上神宮の意図的顯彰が隨所に窺われる【先代舊事本紀】の特色も、かの事件のもたらした石上神宮に關係する物部一族の危機意識の表れと理解されよう。そうした意識も、物部氏の歴史や石上神宮の由緒を顕彰することで、間接的にせよ和らげられる側面もある。それと相俟つて、乙の系譜を形成することが、同族の石上・棟井両氏の律令祭儀への関与の正当性の社会的承認を促し、有効な善後策と

なり得ることは言うまでもない。

六

鎮魂祭を題材として、記・紀神話の祭儀神話化の諸層を「古語拾遺」「新撰龜相記」「先代舊事本紀」のそれについて個別的に検討を加えてきた。「先代舊事本紀」の場合は、記・紀の系譜体系を受容しつつ、それを律令制下に相応しい形に再構成するという方法が採られていた。再編された系譜を本文中に持ち込むことで、「先代舊事本紀」の祭儀神話化を内部から支え得ることになるのである。

最後に他の二文献が、記・紀系譜の再編に関心を払わない理由に若干ふれておきたい。結論的に言えば、「古語拾遺」と「新撰龜相記」が、それぞれ鎮魂祭儀を直接の職掌としない忌部氏・ト部氏の立場から編まれたためと考えられる。この二氏には、鎮魂祭に与る系譜を操作する必要など、もとより無いからである。⁽²³⁾

「新撰龜相記」には、系譜への関心を殆ど払わないという、他書にはない特徴がある。龜トという本来の職掌をベースに、鎮火祭・大祓に参画するト部系の独自記事においても、始祖伝承の形態は全く採られていないのである。

忌部氏が「古語拾遺」編纂を思い立ったのは、律令祭儀において同氏を「幣帛使」に充てることの当否をめぐっての中臣氏との争議に端を発するものであった。「所遺」十一箇条の主張の主眼は、「日本書紀」の記事を根拠に、中臣氏の祭儀執行に関する越権行為の是正を要求することにあった。引用した「所遺十」で、

神祇官の神部が主に中臣・忌部等で占められている現状を正すべきとの、一見自家にとて不利益な訴えを行つてゐると見られることも、また「所遺九」で鎮魂祭の御巫を旧に復し、アメノウズメの後裔猿女を任すべきとしたのも、ともに忌部氏自身「日本書紀」に依拠した処遇を求めて、ひきあいに出たに過ぎないと見るべきであろう。

なお「古語拾遺」にも、忌部氏系譜の再編の事実は認められ、それは筋筋「先代舊事本紀」の場合と同様の性質を有している。このことについては、稿を改めて検討を加えたい。

註(1) 松村武雄氏「日本神話の研究」第三卷など

(2) 松前健氏「鎮魂祭の原像と形成」(「古代伝承と宫廷祭祀」所収)

(3) 神野志隆光氏「『古語拾遺』の評価」(「國文學」三十九—六)

(4) 神野志隆光氏「『天孫』をめぐって」(青木生子博士古稀頌榮記念

「古代文学の諸相」所収)

(5) 註(2)前掲書一二八頁

(6) 田中卓氏「第一次天孫降臨とニギハヤヒの命の東征」(「神話と史実」所収)

(7) 神野志隆光氏「古代天皇神話の完成」(「國語と國文學」七十三—

十一)

(8) 拙稿「先代舊事本紀」の構造と成立——フツノミタマを中心として——」(「古事記年報」三十九)

(9) 折口信夫氏「原始信仰」(「折口信夫全集」第二十卷 所収)

(10) 土橋寛氏「古代靈魂觀念の二面」(「日本古代の呪縛と説話」所

収)

(11) 註(2)前掲書

(12) 「令義解」「令集解」伴信友「鎮魂傳」(「伴信友全集」第一卷

所収など

概念と考えられることは註(8)前掲論で述べた。

(13) 三品彰英氏「神武伝承の形成」(『日本神話論』所収)

(14) 日本古典文學大系「日本書紀」上補注五六九頁

(15) 指稿「ニギハヤヒ降臨伝承の方法と意義」「古代舊事本紀」の評

価」(『古代文学』三十六)

(16) 松前健氏「石上神官の祭神とその祭祀伝承の変遷」(『古代信仰と

神話文学』所収)

(17) 誌(12)前掲の伴信友「鎌魂傳」など

(18) 直木孝次郎氏「石上と櫻井」(『續日本紀研究』一一二)

(19) 「瑞寶十種」は、様々な意味で実在感に乏しく、机上で作られた

(20) 註(7)前掲論

(21) 吉井巣氏「天火明」(『天皇の系譜と神話』一所収)

(22) 本位田菊士氏「古代旧事本紀の成立—物部氏研究序説—」(上)

(下) (『神道史研究』十三一、三)

(23) 指稿「天石屋言神話と大祓」(『古代文学』第七十九号)

※本稿で引用した「古代舊事本紀」「新撰龜相記」は神道大系を私に書き下したものであり、「古事記」「日本書紀」は日本古典文學大系に、「古語拾遺」は岩波文庫にそれぞれ挿つた。

新刊紹介

三谷邦明・三田村雅子著

『源氏物語絵巻の謎を読み解く』

本書は源氏物語研究において、新たな読みを提起、実践しつづける三谷・三田村両氏による源氏物語絵巻との享受史に関する論考である。

本書は、前半部(第一章・第二章)では国宝源氏物語絵巻の有する技法・方法・視点・解釈などを

確かな答えを提示した著作といえる。

また本書は源氏物語の概説についても触れており、研究書としてだけでなく、入門書としても推奨できる一冊である。

本書は、後半部(第三章・第四章・第五章)で

(平10・12 角川書店 A5判 二八二頁 一六〇円)

(角屋彰一)

『宇津保物語』は「源氏物語」に先立つて成立した日本最古の長編物語であると考えられており、

その著者、従来の研究に見落とされがちだった点

を再検討することで源氏物語に新たな読みを見出

しており、後半部(第三章・第四章・第五章)では源氏物語絵巻を起点とし、中世以来の源氏物語

の享受史を「権力・権威」をキーワードに検討している。源氏物語といえば、一般に「女性の文学」として扱われがちであるが、源氏物語を取り巻いた

上坂信男・神作光一著
『宇津保物語・俊蔭』

『宇津保物語』は「源氏物語」に先立つて成立した日本最古の長編物語であると考えられており、

その著者、従来の研究に見落とされがちだった点を再検討することで源氏物語に新たな読みを見出しており、後半部(第三章・第四章・第五章)では源氏物語絵巻を起点とし、中世以来の源氏物語の享受史を「権力・権威」をキーワードに検討している。源氏物語といえば、一般に「女性の文学」として扱われがちであるが、源氏物語を取り巻いた